

2025-10-31 第7回有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会

○落合専門官 定刻となりましたので、ただいまから、第7回「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」を開催いたします。

事務局を務めます厚生労働省老健局高齢者支援課の落合でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の出席状況ですが、井上構成員、植村構成員、川田構成員、倉田構成員、中澤構成員より、御欠席との御連絡をいただいております。植村構成員の代理として松尾参考人、中澤構成員の代理として渡邊参考人に御出席いただいてございます。

また、田母神構成員から遅れての御参加と伺っております。

オンラインでの御参加は江澤構成員、田母神構成員となってございます。

本日は、こちらの会場とオンライン会議システムを活用しての実施とさせていただきます。また、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

報道関係の方に御連絡を申し上げます。冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきますので御退出をお願い申し上げます。

(カメラ退出)

○落合専門官 それでは、以降の進行は駒村座長にお願いいたします。

○駒村座長 こんにちは。それでは議事に入ります。

本日の議題は「とりまとめ（案）について」です。本日の資料と会議の運営方法について事務局からお願ひいたします。

○落合専門官 それでは、お手元の資料と会議の運営方法の確認をさせていただきます。構成員の皆様におかれましては、お手元の資料を御覧ください。オンラインでの御出席の皆様におかれましては、お送りしております資料を御覧いただければと思います。

次に、発言方法についてでございます。オンラインで御参加の構成員の皆様は画面の下にマイクのアイコンが出ていると思います。会議の進行中は基本的にはミュートにしていただきます。御発言される際にはZoomツールバーのリアクションから「手を挙げる」をクリックいただき、座長の御指名を受けてからマイクのミュートを解除して御発言ください。御発言が終わりました後はZoomツールバーのリアクションから「手を下ろす」をクリックいただき、併せてマイクをミュートにしていただきますようお願いいたします。また、会場御参加の皆様は挙手をいただき、座長の御指名を受けてから御発言をお願いいたします。

○駒村座長 ありがとうございました。

それでは、議事に移ります。本日の議題は「とりまとめ（案）について」ですが、前回の結びにお伝えしましたように、事務局においてはとりまとめ素案についてパブリックコ

メントを実施しましたので、パブリックコメントの意見も踏まえた議論を行う形で進めていきたいと思います。

では、事務局からパブリックコメントの結果についての説明をお願いいたします。

○濱本高齢者支援課長 事務局の老健局高齢者支援課長でございます。まず、パブリックコメントの結果について御説明を申し上げます。

資料1－1、こちらがパブリックコメントの結果概要でございます。前回第6回においておおむね御了承いただきましたとりまとめ素案に関しまして、10月8日から10月21日までの2週間、電子政府の総合窓口ホームページにおいて意見募集、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、個人・団体を含め57の方より項目にして157件の御意見が寄せられたところでございます。

2ページ、項目別に申し上げますと、とりまとめ素案の項目別に大きく分けて、1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供の在り方に関する御意見が74件、2. 有料老人ホームの指導・監督の在り方に関する御意見が30件、3. いわゆる囲い込み対策の在り方に関する御意見が52件ございました。その他、議論の対象外の項目についても1件ございました。

それでは、かいつまんでになりますけれども、資料1－2をもってパブリックコメントにおける御意見の概要と、その回答案について御説明を申し上げます。

2ページの1番から4ページの8番までは主に登録制といった事前規制の導入に関する御意見でございまして、安全性やサービスの質の確保のために一定の規制を設けることとして素案に盛り込んでいた内容に期待する、賛成するという御意見ですとか、サ高住などの登録制との関係、あるいは事務負担に言及した御意見などがあったところです。

続いて、5ページの9番から8ページの20番までは主に有料老人ホームにおける介護・医療サービスの質の確保に関する御意見で、職員の配置を充実させるべきとの御意見ですか、中小規模の事業者等の実情も踏まえた基準設定を要望するとの御意見などがございました。

続いて、同じページの21番から14ページの38番まではホームやサービスの適切な選択に関するものでした。第三者評価の充実、相談できる窓口、また、情報公表システムについての使いやすさの観点、事務負担の軽減に関する御意見がございました。

続いて、39番から60番までは入居者紹介事業の透明性や質の確保に関する御意見がございました。入居者本位のサービス、手数料の設定に関する透明化を求める御意見、また、素案に盛り込んでおりました現行の届出公表制度をベースとして優良な事業者を認定する制度に賛成というもの、他方、事業の実施に当たっては排除的なものとならないようにとの御意見、また、認定制度の実際の構築・運用に当たって行政側においてもしっかりとした関与が必要であるとの御意見もあったところです。

61番から69番までは有料老人ホームの定義に関するもので、素案に盛り込んでおりました食事の提供要件に関する御意見がございました。

続いて、2. 有料老人ホームの指導・監督の在り方に関する御意見としましては、75番から98番でございます。こちらは指導・監督の在り方に関しまして、現行の届出制や標準指導指針の課題に関する御意見、続いて、99番から104番については参入後の規制に関するものがございました。現行では指針であり、いわゆるお願ひベースの指導・監督体制となっていることを踏まえ、一定の有料老人ホームを対象に登録制といった仕組みを導入した場合には、しっかりした基準、あるいは監督の取組を求めるもの、また、既存事業所における新たな制度への移行や都道府県など、自治体における業務が円滑に進められるよう、経過措置期間等を含め、必要な配慮を求める御意見があつたところです。

続いて、3. いわゆる囲い込み対策の在り方に関する御意見でございます。105番から140番は囲い込み対策に関して素案に盛り込んでおりました囲い込みを抑制するためのプロセスの明確化について必要だとする御意見、あるいはケアマネ事業所における業務の実施の実態、あるいは苦労なども踏まえて実効的に対応する仕組みを求める意見、他方、必要なケアプランを作成した結果、サービスの量が多くなっていることもあり、一概に過剰なサービス提供とは言えない場合もある。また、そもそも事業所等の厳しい経営実態にも目を向ける必要があると、この点に関してはかなり様々な御意見があつたところです。

最後に、141番から156番は特定施設に関するものでございまして、特定施設への移行を推進することが必要だとする御意見ですとか、あるいは総量規制の関係も含めて考えていく必要があるとの御意見があつたところです。

以上、概括的に申し上げましたけれども、これらの御意見につきましては資料1-2の右欄を御覧いただきますとおり、おおむね素案において文章を盛り込んでいた方向性で何らかカバーできているといったものが大半であろうと判断しておりますので、この回答案にも該当部分が直接にあるものについてはそちらを引用し、記載してお示しした上で、必要な対応について検討してまいりますという回答案の書きぶりとしております。

また、直接とりまとめ素案から少しあげ出したものも含め、より広範な御意見をいただいた部分については、いただいた御意見を今後の検討の参考にさせていただくという旨の記載とさせていただこうかと考えております。

こちらをおおむね御了承いただけましたら、本日の検討会終了後、政府のウェブサイトにおいて意見の概要と回答を公表する予定としております。よろしくお願ひ申し上げます。
○駒村座長 ありがとうございました。

大変多くのパブリックコメントをいただき、具体的で建設的な御意見も多かったと思います。事務局におかれまして、今のような御対応で回答していただければと思います。

続きまして、とりまとめ案について事務局より御説明をお願いいたします。
○濱本高齢者支援課長 続いて事務局より御説明を申し上げます。

今、資料1-1と1-2で御説明しましたパブリックコメントも踏まえた結果としまして、今回お示ししておりますとりまとめ案につきましては、素案の段階からさほど大きな変更はなく、資料2-1としてお示ししているところでございます。今回、とりまとめに

について御議論いただきますので、2ページ以下、目次を整えましたほか、5ページ以降、本文中の各ページには、これまで類似の会議でも参考資料でおつけしておりますデータ集から関係する点を抜粋する形で脚注を付しております。

また、今回のとりまとめの段階になりますので、各項目の本文中、③検討の方向性と四角囲みをつけているところでございますけれども、こちらについては素案段階では「何々が必要ではないか」「考えられるのではないか」といった書きぶりを文末にしておりました点について、基本的には「こうこうこうといった点が必要である」「と考えられる」といった書きぶりに更新を行っております。

概括的で恐縮ですけれども、1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供の在り方につきましては、14ページ以降、有料老人ホームにおける安全性及びサービスの質の確保を図る観点から、こうした点への対応の必要性が特に高い中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者、また、認知症の方などを入居者対象とする有料老人ホームについて、登録制といった事前規制の導入が必要である。その際、実際にこれらの方が入居している場合に加え、要介護度が高くなっても住み続けられる場合についても対象に含めることが考えられる。また、一定以上の介護等を必要とする高齢者の住まいであることを踏まえ、人員・施設・運営等に関する基準を設けることが必要であることなどを盛り込んでおります。

加えて、介護・医療との適切な連携体制ですか、サービスの見える化について盛り込んでいるところでございます。

また、入居契約の透明性の確保につきましては、21ページの終わり以降でございますけれども、入居者が安心して施設を選択できるよう、契約締結時における重要事項の事前説明、あるいは契約書の事前広報を義務づけることが必要であること、また、入居希望者や家族、関係の方々が活用しやすい情報公表システムを構築することが必要であることを盛り込んでおります。

25ページ、入居者紹介事業の透明性、あるいは質の確保につきましては、現行事業者団体で実施されている届出公表制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした入居者紹介事業者を優良事業者として認定する仕組みの導入や、入居者紹介事業者が入居を希望される方に明確な説明を行うこと等を盛り込んでいるところでございます。

26ページ、有料老人ホームの定義に関しまして、食事の提供要件の明確化についての記載、また、27ページ、自治体における介護保険事業計画、支援計画の作成に向けた対応について盛り込んでおります。

続いて、2. 有料老人ホームの指・導監督の在り方についてでございますけれども、31～32ページ、参入時の規制について、参入を妨げるような過度な規制とならないよう留意しつつ、登録制といった事前規制の導入を検討する必要性、また、34ページ、参入後の規制の在り方については、事業の運営の質を維持する観点から更新制とし、一定の場合には更新を拒否できる仕組み、また、行政処分を受けた事業者について組織的関与が認められ

る場合などは、一定期間新規開設を制限する制度の導入の検討が必要であること、さらに事業廃止や停止等の際には、ホーム事業者が入居者の方の転居支援、介護サービスの継続的な確保などについて、行政と連携しながら責任を持って対応することが必要であることを盛り込んでおります。

3．いわゆる囲い込み対策の在り方につきましては、まず、ケアマネジメントのプロセスの透明化について、40～41ページにかけて、入居契約とケアマネジメント契約が独立していることを明確にし、契約締結のプロセスに関する手順書やガイドラインを整備し、入居希望者に提示する必要があること、また、適切に行われているかについて、行政が事後的にチェックできる仕組みを構築することが必要であることを盛り込んでおります。

さらに住まい事業と介護サービス事業の経営について、同一、または関連事業者が運営する場合には、それぞれの会計を分けて独立した形で公表することが必要であることを盛り込んでおります。

最後に、特定施設入居者生活介護につきましては、43ページ以降でございますけれども、介護保険事業計画においてニーズに応じて特定施設を含む各サービスの必要量を適切に見込むことが重要であり、入居者が必要とする介護サービスが特定施設と同等の場合などには、特定施設への移行を促す仕組みを整備する必要があることを盛り込んでおります。

こうした本文についてはおおむね素案の内容を踏襲した上で、文末の書きぶりなどを更新させていただいているところでございます。

最後に45ページでございますけれども、今回とりまとめの段階に至りますので「おわりに」の文章を「まとめ」といった形で記載しておりますほか、最後の部分には別紙で構成員の皆様の名簿、また、これまでの検討会の開催履歴を載せております。

以上が資料2－1、本文とりまとめ案でございまして、資料2－2でございますけれども、こちらはとりまとめ案の概要資料でございまして、今後、様々な場での説明資料として用いることを想定して1枚にまとめた形でございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○駒村座長 どうもありがとうございました。

それでは、いよいよとりまとめということで、これに関しての意見交換に入りたいと思います。パブリックコメントで提出のあった様々な御意見や、それへの回答、また、それらを踏まえたとりまとめ案について御意見のある方は御発言をお願いいたします。会場の方は挙手で、オンラインの方はZoomの「手を挙げる」機能を使ってください。なお、予定時間内に多くの構成員の方に御発言いただきたいと思っておりますので、各構成員におかれましてはおおむね5分以内で御発言いただけるようお願いいたします。

それでは、最初に会場参加の構成員、それから、オンライン参加の構成員、それから、オブザーバーの順番で御発言をしていただこうと思っています。

では、松尾さん、お願ひいたします。

○松尾参考人 全国介護付きホーム協会の松尾でございます。事務局の皆様、御説明いた

だき誠にありがとうございます。

とりまとめ案につきましては、これまでの検討会の議論を丁寧に整理していただいた内容と受け止めており、概ね合意いたします。その上で、大きく3点の意見・要望を申し上げたいと思います。とりまとめ案のページで順に申し上げたいと思います。

1点目は、18ページの情報公表についてでございます。当協会がこれまでの検討会で申し上げてきたとおり、出来高報酬の外付けサービスと包括報酬の介護付きの違いを明確に利用者に示していく必要があると思います。その意味で、情報公表システムを利用者目線で分かりやすく整理し、機能を追加していくことはよろしいかと存じます。

しかしながら、19ページに記載があるとおり、情報公表システムと重要事項説明書の記載すべき内容に違いがあって、事務負担が大きいという事業者からの意見がございます。この情報公表システムと重要事項説明書の様式の共通化は、21ページからの対応の方向性にも追加して記載をしていただきたいと思っております。

また、22ページの情報公表の充実についてのところでございますけれども、こちらに事業者の事務負担にも配慮しながら取組を進めるといった趣旨の文言を入れていただけますと幸いでございます。

続きまして、2点目ですけれども、32ページの登録制導入の事務手続についてでございます。特定施設の指定を受けた有料老人ホームについては、既に人員配置基準と設備基準の規制が設定されており、質の確保が図られています。これにより問題があった場合は指定の取り消しを含めた指導・監督を受けることになります。登録制の対象範囲が特定施設にまで及びますと、指定と登録という二重の事務負担が発生してしまいます。この重複の課題につきましては、32ページにサ高住への配慮の記載がございますけれども、ここに特定施設への配慮の文言も追加していただいて、今後、登録制の対象範囲から特定施設を除外することを含めた検討を強くお願いしたいと思います。

また、登録制の手続は事業者だけでなく自治体の皆様の事務負担にも影響する大きな課題になる可能性があると思います。事務負担の軽減といわゆるローカルルールの発生を予防する観点から、電子的な手続を前提に検討を進めていただきたいと思います。

最後に3点目は、42ページの特定施設への移行促進についてでございます。あくまで事業者の選択に基づく移行を前提とするのであれば、地域で真摯に高齢者を支えていらっしゃる外付けサービス事業者の一般型特定施設への移行促進はよろしいかと存じます。移行促進にあたりましては、自治体の皆様のメリットをより分かりやすく示して進めていただければと思います。また、新規の特定施設の開設についても地域のニーズに応じて総量が適切に設定されることは必要だと考えてございます。

以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございます。

次は木本さん、お願いいいたします。

○木本構成員 大阪府の介護支援課長の木本です。私からパブコメ結果を踏まえまして2

点御意見申し上げます。

1つ目は、介護サービス情報公表システムに関してです。まず、とりまとめ案のほうになりますが、22ページの情報公表の充実についての2つ目の○、ここに各有料老人ホーム運営事業者に対してシステムへの入力を促すための方策を検討する必要があるとございます。これに関連しましてパブコメ結果のほうになりますけれども、11～12ページにかけての31番になります。現行の同システムは事業者が入力できる仕様とはなっていないのではないかとありますと、この点は御指摘のとおりで、現行では都道府県が登録手続を行う仕組みになっておりますので、正確な表現に修正してもよいのではないかなと思っています。

また、その前の11ページの項目の30になります。老人福祉法の手続はICT化が進んでおらず非効率なままであるため、重要事項説明書の様式を廃止し、介護サービス情報公表システムに直接入力する方式に一元化することを検討すべきとあります。また、33ページに飛びますが、項目でいうと88、都道府県等への報告事項について情報を分散的に処理することが非効率かつ公表の効果を制限してしまうため、公表は全て介護サービス情報公表システムに一元化すべきなどとございます。

今後、情報公表システムの在り方を検討する際、ユーザーにとって使い勝手のよいものにしていただきることはもちろんとして、加えて、自治体の事務負担には十分御配慮いただきたいと思います。これまでの検討会でも申し上げてきましたが、サ高住のほうの情報提供システムでは事業者側で情報を入力していただいて、それを行政が確認・公開するという流れになっていまして、行政側の事務負担がより少なくなっていますので、こうした仕組みも参考になるものと思っています。

やや長くなりましたが、今までの話をまとめますと、最初に申し上げましたとりまとめ案の情報公表システムに関する記載の部分を少し修正しまして、例えばサ高住の情報公表システムと同様の仕組みの導入を含めた利用促進を検討する必要があるなどとされはどうかと考えます。

2つ目は、いわゆる特定施設についてです。パブコメ結果では包括報酬である特定施設への移行促進について肯定的な意見が多く見られましたので、今回のとりまとめ案の方向性としてはおおむね問題ないものと考えますけれども、これまでの検討会でも申し上げてきましたとおり、自治体における今後の介護保険事業計画の検討に資するよう、移行促進のメリットが分かるようにしていただきたく改めてお願ひ申し上げます。

以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。

それぞれの構成員の御意見に対しまして、まとめて事務局のほうから後で必要に応じて対応しますので、一通り御意見をいただきたいと思っております。

では、高野さん、お願ひします。

○高野構成員 よろしくお願ひいたします。私からはパブコメに絡めてとりまとめ案についてというところで大きく3点あります。それから、とりまとめ素案そのものに対してと

いうことでプラス1点ございます。それぞれとりまとめ素案を書き換えるとか、加筆したほうがいいとか、修正したほうがいいとか、そういう趣旨の発言ではないということを前提にお話をさせていただきたいと思います。

まず、パブコメ絡みなのですが、パブコメの一覧がある資料の1－2、ここNo.53～60辺りです。その中でも特にNo.54、これは参考資料1、とりまとめ案でいいますと18ページ辺りのことを探しているコメントかと思われます。具体的には参考資料1の18ページにある現行の紹介事業者届出公表制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした事業者を優良事業者として認定する仕組みの創設に関するパブコメかと思います。

この届出公表制度とか認定する仕組みというものは、この検討会で議論されてきたことを踏まえますと、純粋に入居希望者、あるいは家族が適切に運営している紹介事業者を確認・選択できるような取組を進める、つまり情報の非対称性を軽減しようとするものだと私は認識しております。パブコメのNo.54にあるような特定の事業者を利用するものではそもそもないはずです。さらには優良事業者として認定されない事業者を制度的・経営的に直接的に不利な立場に追い込むとする趣旨のものでは全くないことは、この検討会でお話をされてきた点かと思います。この点を改めてこの検討会で確認しておきたいと思って発言させていただきました。

今後、この認定の仕組みを具体化していくことになるかと思いますが、そのときには今私が申し上げたことを念頭に置いていただくということに併せて、これまでこの検討会で紹介事業者さんなどからヒアリングをしたりしております。今後もこうした関係者の意見を踏まえつつ取組を進めていただきたいということをお願いしたいと思っております。まず、これが1点目です。

2点目に関して、同じく資料1－2のパブコメでいいますと、No.111、No.114、No.115辺りです。これはいずれもとりまとめ素案でいいますと37～38ページに記載されている、これは私が言い出した言葉なのですけれども、いわゆる囲い込み・使い切り型ケアプランに関する様々なパブコメ上の意見と受け止めました。

この囲い込み・使い切り型ケアプランは当該パブコメの回答案に示されていることだけではなくて、もちろんそれも十分回答になっているのですけれども、私がこの検討会で申し上げたことは、アセスメントを経ずに事業者の事情を優先したケアプランがつくられていることと、利用者家族の選択と同意を経ずにケアプランがつくられていること、この2つを指しています。あくまでその結果として住まい事業者と同一、あるいは何らかの関係にある事業者によるサービス提供が意図的に多く盛り込まれている。その結果、区分支給限度基準額を事業者の都合、いわば利益確保のために使い切るような、あるいはその多くの割合を費消するような形となっているものを指すということは、以前の検討会で述べたとおりです。

したがいまして、例えていうと囲い込み率とか、支給限度基準額の費消率とかといったアウトプット、あるいは定量的な指標で明確に区切ることができるものとして申し上げた

わけではなく、いわばケアマネジメント、ケアプラン作成のプロセスの適切性を問うという意味合いでこの概念を持ち出した次第です。No.111とNo.114のコメントを我々が咀嚼していく段階においては、私が当初申し上げていることを今一度確認していただければ幸いに存じます。

それから、No.114にある一律の禁止、それから、No.115にある同一建物減算、こうした厳しい規定をいたずらに拡大するようなことは要介護度が重い人や看取り、神経難病の人が本当に必要な介護・医療サービスを逆に利用しにくくなります。高齢者向け住まいでの生活とサービス利用の継続がそのため困難になってしまいます。こうした規制を強めすぎることは、今申し上げた意味で利用者自身、そして、優れた運営をしている高齢者向け住まいの事業者に単に不利益を与えるだけになってしまいます。いわゆる同一建物減算は、悪意を持った囲い込み・使い切り型を牽制・抑制することについてさほど効果が上がっていません。別の手法も検討する必要があるということも含め、前回の検討会で私が説明した次第です。

もう一つ、これはパブコメに関係しない点です。若干時間をオーバーしておりますが、参考資料、1とりまとめ素案でいいますと14~15ページにかけてです。これはいわゆる事前規制、登録制、この対象を中重度者の要介護者や医療ケアを利用する要介護者、認知症の方など、要は重度者を対象とした有料老人ホームのみを対象と読み取れる文言となっております。これに関しては、恐らく軽度者や自立的な高齢者が多く入居する事業者をなぜ対象にしないのかという議論があるのかなと思ってパブコメを見たのですけれども、それはありませんでした。ありませんでしたが、事前規制が必要だと言い出したのは、たしか私だったと思いますので、改めて私から確認をしておきたいポイントがここにあります。

そもそも有料老人ホーム等は民間の創意工夫を期待した市場サービスです。したがって、過度な規制にはなじまないということで、この検討会当初から共通認識を持ってきたと思っています。したがいまして、事前規制をするとしても市場の中で情報の非対称性の問題に直面しがちな利用者を念頭に置く。そのために中重度者を対象とする住まい事業者を事前規制の対象にしようとするることは適切だと思います。逆に言えば、自立度の高い方を中心とした事業者を事前規制の対象にしないということも併せて適切だと私は考えていますので、そのように共通認識をしておく必要があるのではないかと思っています。

高齢者向け住まいのニーズが拡大する中で、事前規制の網を幅広くかけすぎるのは今申し上げたとおり適切ではありません。同時にその対応を求められる自治体の業務フローのことも含めて理解をしておかなければならぬポイントかと思っております。

長くなりましたが以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。

次に渡邊さん、お願いします。

○渡邊参考人 全国有料老人ホーム協会の渡邊です。私どもからは大きく2つの点について意見を述べさせていただきます。

まず、有料老人ホームの登録制についてですが、パブリックコメントでも何らかの規制が必要だという御意見が寄せられていました。具体的な制度の中身はこれから検討が進む段階だと思いますが、9ページの対応の方向性で示されている今回のとりまとめの方向性につきましては理解し、基本的には賛成でございます。現在、介護付きや住宅型、サ高住を合わせますと、およそ90万人の高齢者の方々が暮らしていて、私たち事業者は24時間体制で支援を行っています。もちろん一部には問題のある事業者がいることも事実で、その点に対して何らかの規制が必要だというのが今回の検討の出発点だと理解しています。

ただ一方で、パブリックコメントにもありましたように、規制を強化することで運営や管理のコストが大きく増えないように配慮いただきたいと思います。また、できれば運営事業者にも一定のメリットが感じられるような仕組みにしていただくことで、より適正な方向にスピード感を持って進められるのではないかと思います。

とはいっても、最近の物価高騰や人材確保の難しさを考えると、職員の配置に苦労しながら入居者の生活を支えている事業者も多くございます。新しいルールによっては、中小規模の事業者の中には事業の継続そのものが難しくなるケースも想定されます。そのため、人材配置については医療法や介護保険法で定められている指定基準に加えて二重の規制をかけるのは適切ではないと判断しております。その上で、緊急時や夜間、入居者の重度化に対応する体制について一定の基準を設けて、少なくとも利用者には事前に書面などで説明することを義務づける形が望ましいのではないかと思う。

それから、登録制を適用する範囲についてですが、これは有料老人ホームの定義と議論が入り混じらないようにする必要がありますが、安全性確保の必要性が高い入居者がおられるホームを登録制の対象とすることが考えられると思います。中重度の要介護の方が住まわれているホームから優先順位をつけて進めてはと思います。

2つ目は紹介事業についてです。18ページに対応の方向性が示されておりますが、今回のパブリックコメントを拝見しますと、自主的なルールづくりや運営については賛成の意見も多く寄せられていましたが、一方で、慎重な御意見も一定数ございました。これまで障害事業者さんやホーム運営法人の皆さんにセミナーなどを通して御意見を伺った際は、どちらかといえば自主規制ではなく公的な規制を設けるべきだという声のほうが多い多かったと記憶しています。厚生労働省さんとしては、基本的には民間の取引にできるだけ介入しないというスタンスだと思います。ただ、現実として一部に見過ごせない状況が起きてしまったことから、現在は補助事業の枠組みの中で委員会を設置して検討を進めているという理解です。

この取組の本質は規制を強化することではなく、消費者の方々が安心してホームを選べる環境を整えるには何が必要かという観点で、現状の把握も含めて関係者の意見も踏まえながらの議論が開始されたという認識です。多くの紹介事業者のさんは、お客様のために誠実に活動されていますが、その一方で、消費者との情報格差を利用して事業を行っている会社が存在するのも事実です。また、パブコメでは手数料の実額を規制すべきといっ

た御意見も多く見られましたが、独占禁止法との兼ね合いもございますので、まずは厚生労働省さんの御支援を受けながら自主規制の整備を進めたいと考えています。その上で、自主規制を運営するために必要な体制やコスト感についても議論の中で整理し、まとめていきたいと思います。

なお、紹介手数料の支払いはホーム側が行う仕組みですので、社会保障費の不適切な使われ方と誤解されないようにするためのルールの徹底が重要です。これは先ほどお話ししたホームの登録ルールにも関係してくる部分だと考えております。

私からは以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございます。

濱田さん、お願いします。

○濱田構成員 日本介護支援専務協会の濱田でございます。今般のとりまとめに当たりまして、各委員からの意見の掲載及び課題抽出、また、対応の方向性につきましてとりまとめいただきまして、厚生労働省の事務局の皆様に改めて感謝を申し上げたいと存じます。その上で、今後詳細が検討されるに当たりまして幾つか意見を申し述べたいと存じます。

まず、22ページの情報公表の充実についてでございます。中ほどに記載がございますが、介護サービス情報システムの情報入力・登録について、できれば活用する上で、少なくとも名称や住所、連絡先等、最低限の情報は何らかの方法で登録時に実施されるようにしていただければと存じます。

また、近年多くの民間事業者様による情報サイトもありますことから、市区町村内で数十か所あるような場合でも、これまでも出ておりますがマッピングや一覧出力できるようにしていただければ、利用者・御家族をはじめ、関係者がその中から適切なホームを選択しやすくできるようしていくことが重要なと存じます。これによりいわゆる入力漏れや届け出のない有料老人ホームやシェアハウス等が選択されることが減少することにつながれば、設置届が進む契機となる可能性もあるのではないかと考えます。これにつきましては認定を受けられると記載がありますが、25ページの紹介事業者様についても同様と考えます。

続きまして、27ページの介護保険事業支援計画の作成に向けた対応でございます。下段の対応の方向性に記載がございますが、介護保険事業計画や介護保険事業支援計画策定時には圏域保険者様により有料老人ホーム等の箇所数や定員数、今後、可能であれば要介護者数等を御報告いただくことで、地域の整備状況や、ホームに入居されていない在宅での要介護者等の状況の把握につながるのではないかと考えております。

また、整備状況と介護保険給付の相関の有無や、可能であれば福祉関係部局の御協力の下、圏域全体における住宅扶助対象者等低所得者の方の入居数等についても把握することで、今後の住宅確保対策の計画策定にも寄与できるのではないかと考えます。もともと特定施設やグループホームは、介護保険制度施行時は訪問通所系サービス同様に整備ができたわけでありますが、所々の要因により現行の計画整備に移行したと認識しております。

有料老人ホームは自治体間の整備量が大きく異なるため、整備が大きく進んだ地域や未設置のところなど、市区町村により状況が異なる可能性がありますが、今後検討していただければと考えます。

続きまして、36ページ、「いわゆる囲い込みの背景と実態について」のところであります。一番下の○におけるケアプラン点検ですが、対象箇所数が多い自治体では介護支援専門員を専門職採用いただいている場合、また、地域の職能団体の介護支援専門員協会等へ委託により対応されている都道府県、市区町村もありますので、そのような方法も御検討いただければということでございます。

37ページの外付け介護サービスとケアマネジメントの関係についてであります。最終行にも記載されておりますが、BPSDを伴う認知症の方への介護サービスですが、以前も申し上げましたが必要な介護サービスを時間的に予定することが難しい場合も少なくなく、いわゆる外付け訪問サービスの場合であれば、時間間隔を空けた対応等を必要とする場合も少なくないため、包括型の介護サービスや介護職員等が常駐しているなど、随時介護サービスが提供できる体制の事業所や施設等の利用が望ましいと考えます。

39ページ、ケアマネジメントプロセスの透明化について、○の3つ目でございますが、ケアマネジャーの変更が実質的な入居要件となっている場合は、利用者が希望した有料老人ホームへの入居が阻害されることにもつながりかねないため、是正をお願いしたいと考えます。

また、40～41ページに枠囲みで記載された内容が実効性のある対策として講じられることを期待いたしたいと存じます。41ページの自治体による実態把握についてでございますが、該当項目の2つ目の○に記載の入居時の届け出については、現在、介護保険施設の入居や居宅介護支援事業所変更時等では既に提出が求められております。前述の透明性を担保する上で、入居時や入居契約時に必要とされた各種の内容も、有料老人ホーム入居時等のタイミングで保険者等において把握することが可能となり、41ページの上から2つ目の○に記載された事項も確認可能となると推定されますので、実施をお願いできればと考えます。現在、自治体によっては電子申請により届けている場合もあり、介護情報基盤稼働時には介護保険施設の場合も含めて簡易に手続できるように御配慮いただければと存じます。

なお、市区町村の圏域が狭い場合等では、有料老人ホームと介護サービス事業所の所在地について保険者が異なる場合も多いとみられており、住所地特例となる例も散見されると聞いております。この場合の保険者における指導・監督や情報把握の方法についても今後御検討いただければと存じます。

以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございます。

北條さん、お願いします。

○北條構成員 横浜市役所の北條です。私のほうからは1点申し上げたいと思います。

パブリックコメントの意見を拝見いたしますと、項目1の運営及びサービス提供の在り方のうち、登録制の導入や項目2の指導・監督の在り方といったものについては、おおむね理解が得られているのではないかと思います。

個別の意見について見てみると、意見の5番などでは、登録制についてはホームの適正運営の確保に寄与するが、行政及び設置者の事務負担が相当に大きいものとなることが懸念されるとして、事務負担に関する懸念が出されています。多くの事業所を有する事業者ですとか、多くの事業所が立地している自治体がありますので、登録事が円滑に進むように、また、事業者や自治体の負担軽減といった点からも登録制度へ移行するための経過措置期間に余裕を持たせることや、簡便な手続方法を導入するといったことについても検討をお願いできればと思っております。

自治体の登録事務について申し上げますと、例えばサ高住の登録制度と同様に、指定登録機関への委託を可能とするといったことについて御検討をお願いできればと思っております。

自治体の事務負担につきましては、とりまとめ案の45ページに「おわりに」の中でも触れていただいておりますが、登録制以外の制度見直しにつきましても追加的な事務が発生する場合には、事務負担の軽減などについて検討していただくなど、お願ひできればと思っております。

私からは以上となります。

○駒村座長 ありがとうございます。

では、矢田さん、お願ひします。

○矢田構成員 日本大学の矢田と申します。パブコメ及びとりまとめの素案の整理及びまとめを丁寧にやっていただきましてありがとうございます。

私のほうからは、とりまとめ素案に関するパブリックコメント等の御意見や、とりまとめ案を拝読させていただきまして、改めて申し上げておきたいことが3点ございます。

1点目は、入居紹介業者の透明性の質の確保の点につきましてです。パブリックコメントの御意見を見る限り、とりまとめ案の方向性につきまして明確に反対という御意見はなかったようですが、幾つか御懸念を抱かれているという御意見もありました。したがいまして、もしも、新たな優良認定事業者の仕組みを創設される場合につきましては、まずは紹介業と一口にいっても提供されているサービスの内容や運営方法も多様な実態があるので、できる限り現状を正しく把握することがまずは大切かと思います。

既に本検討会でも紹介事業者の方からのヒアリングの機会もございましたけれども、より実態を正確に把握するためにも、偏りなく幅広い関係事業者の方からの意見も可能な限りヒアリングした上で仕組みの創設を進めていただけたらと思います。

また、何より消費者にとって有料老人ホーム等の選択に当たり、今日紹介業者の役割というのはとても重要な位置を占めていると思います。だからこそ、適切に運営している中立性を保った優良な紹介事業者を消費者たる入居希望者らが分かりやすい形で選択できる

仕組みとなるべく、認定制度の構築をお願いしたいと思います。

2点目といったしましては、入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択についてというところ、とりまとめ案の16ページ以降になります。契約締結に際しまして、事前の重要事項説明の実施、契約書の事前交付の義務づけなどの必要性がとりまとめ案でも既に示されているところであります。説明内容につきましては、入居前の段階でトラブルとして多い契約終了時の対応も含める形で契約後にトラブルとなりやすい点を中心に、事前に丁寧に説明するよう、説明の仕方もぜひ工夫してもらいたいと思っております。

また、本検討会でも既に指摘がありましたけれども、今後、単身世帯の増加によりまして身近に親族がいない高齢者の急増が見込まれているところでございます。そのような中、緊急連絡先や保証人等がいないような方が今後ホームを利用される機会もさらに増えるかと思います。そもそもそのような方でも入居できるホームなのか否か、何らかの対応が可能なのか、また、入居後においては当該ホームで入居者がお亡くなりになった、住みかえられるといった事態も想定されます。そのようなケースでの契約終了後の対応についてもどのような対応がなされるのか。また、入居者が入居前・入居後に準備しておくべきこと等も可能な限り入居者に契約の締結前、事前に示していただけたらと思っておりまして、そのような機会の場として重説の実施を行ってほしいと思っております。

3点目は、登録制度の導入に当たってというところになります。パブリックコメントでも登録制度の導入につきましてはおおむね同意をいただいているようです。確かに運用面等を考慮すると、あらゆるホーム全てに登録制度を実施するのは難しいと思われるのですが、少なくとも有料老人ホームの役割・位置づけが純粋な民民契約だった当初とは異なったものに変化している以上、安全性の確保や高齢者の権利擁護という観点からも、既にとりまとめ案でも記載されておりましますし、皆さんからの御意見もありましたように、中重度の要介護者、看取り等を実施しているホームにつきましては、登録制度を導入するという方向で進めていただけたらと思います。

以上となります。

○駒村座長 ありがとうございます。

続きまして、宮本さん、お願いします。

○宮本構成員 高齢者住宅協会宮本でございます。丁寧なとりまとめ、本当にありがとうございます。私のほうからは2点です。

まず、とりまとめ案の26ページ、これは有料老人ホームの定義における食事の提供に関するところなのですが、自ら食事をつくったり、自分の意思で食堂を利用したりする場合は、食事の提供を行っていると判断されないことを明確にしていただきたいということをお願いしたいと思います。

これは、少し別の話ですが、今回の登録制度にあたって、登録に該当しないサ高住等は、同時に併設の食堂等があっても食事の提供を行っているとは判断されないように分かりやすく整理していただき、2026年3月に閣議決定する住生活基本計画の見直しにおいても単身

の高齢者が非常に増えていくことが議論されていますが、この方々、介護を必要としない方も含めて、その方の環境をどう整備していくかということが国の課題になっているところを見ますと、自立型の高齢者住宅を今後建てやすくしていただきたいと思います。加えて現在、自治体の窓口により解釈がまちまちなものですから、これに対しては国の指導の基準を明示していただけるとありがたいと思います。

続きまして、41ページ、ケアマネジメントのプロセスの透明化についてということです。入居契約とケアマネジメント契約の独立性については、ケアマネジャーに対する研修や事業者団体との連携等により確実に周知することに加えて、届出、登録や指定の際に行政による指導、助言及び運営指導等において、有料老人ホーム運営事業者や介護サービス事業者に周知徹底することが考えられるのではないかというのが1点です。

それと、40～41ページの中に、有料老人ホームと介護事業者、ケアマネ事業者が提携するという、提携という言葉だけで書かれているのは違和感があります。有料老人ホームと併設・隣接する介護サービス事業者が同一、関連法人、もしくは提携関係等にある場合としてみてはどうかと思います。

以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。

続いて、保木口さん、お願いします。

○保木口構成員 よろしくお願ひいたします。

私から、まず、入居者による適切な選択についてという部分でございます。こちらにつきまして、1つ目が、契約前の重要事項等の説明が大切だという点につきましては、とりまとめ案の中にも入れていただいているとおりでございますが、パブリックコメントも大変たくさん寄せられていて、しかもその内容が切実だなと感じたところなのですが、その中の意見からも、重要事項の説明や財務諸表の閲覧等も事前にあれば避けられたトラブルもあるはずだというようなことが出ておりました。私は財務諸表もおっしゃるとおりだと感じた次第でございます。できればこういったものも重要事項の説明とともに事前に知ることができますといいと思いました。

もう1点は、情報公表制度と重要事項説明書の様式のことです。こちらにつきましては既にこちらでも御意見が出ているところでございますが、私も公表制度が本当に利用者にとって、まず、これさえ見れば、ある程度オフィシャルなところが出しているものであり、いろいろな施設の情報がそこに行けば見られるものになってこそ活用されるものだと考えております。そういう場にするためにも、いろいろな事情があって様式がそれぞれ違うのだと思うのですが、できるだけ一本化できるところは一本化していただいて、さらに事務負担なども軽減できるようなほうに持っていたら、なお活用できるのではないかなど、これは感想でございます。

もう1点、入居者紹介事業についてでございます。こちらに関してパブコメも読ませていただいたのですが、その中にも御懸念があるとおり、利用者の選択の意思を奪うような

契約をすることになっては元も子もないと思います。今、御検討いただいている届出制度の拡充を進めるとともに、届け出をしたらおしまい、一遍認められたらそれでおしまいというのではなくて、今後、紹介事業においては、さらに透明性と信頼性を高めるための取組を進めていただけたらと感じました。

以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございました。

では、オンラインのほうに行きたいと思います。

田母神さん、お願ひいたします。

○田母神構成員 途中からの参加となり申し訳ございません。

各住宅型有料老人ホームがどのような利用者の方をもっぱら受け入れているか、これまでの検討会でもお示しをいただきております。特に中重度の要介護度の入居者の方、医療ニーズを有する高齢者の方を中心に多く受け入れているホームにおいて、職員配置について明確な基準がないという現状は、高齢者の方々の安全安心を担保し、最後まで尊厳をもってケアする視点からは課題があると考えておりますし、今回のパブリックコメントにおいても「今回の提案は入居者保護や適正なサービス提供に主眼を置いた内容になっている」との意見もあるところでございます。

資料2-1の15ページに対応の方向性としてお示しいただいた「一定以上の介護等を必要とする高齢者の方が居住する住まいであることを踏まえた人員・施設・運営等に関する基準」の設置は進めていただきたいと思います。そして、意見にとりまとめられているように、今回の人員配置基準等の設置に関しては、介護・医療ニーズが一定以上である場合についての方向性でありますので、そのことについて誤解のないように関係者の皆様に御理解をいただくとともに、入居者の安全性とホームの運営に関する質保証としても重要であることについて御理解いただきながら、具体的な検討に当たっては丁寧に進めていただければと考えております。

以上でございます。

○駒村座長 江澤さん、お願ひいたします。

○江澤構成員 14ページの下から16ページの上段にかけての登録制の範囲について意見を申し上げます。パブコメでも両者の範囲を広げるべきだということ、あるいはここに留めるべきだということ、両者の意見が散見されておりますが、最も大事なことは入居者の尊厳の保持と適切な処遇であります。身体的に虚弱な高齢者が多く、複数の疾患有している方が多く、それぞれ入居されております。したがって、突然脳卒中や心筋梗塞を来すことや、転倒によって骨折が生じることなども想定されるわけで、中重度、読み替えると要介護度3以上では、そういう疾患を発症して、要介護3以上になったとともに退去しないといけないというのは、入居者の処遇に対しては極めて不適切だと考えております。

そもそも要介護2が登録不要で要介護3なら登録が必要ということに関しては、説得力のある根拠は全くありません。基本的には入居者全ての尊厳が守られることが大前提であ

り、同じ有料老人ホームにおいて入居者の状態によって登録制の有無が変わるということは国民に対して説明がつかないと考えております。

現状において志の高い事業者の参入が求められている中で、登録制が厳しいと主張すること自体が、透明性の確保が求められている状況においていかがなものかとも思っております。実際にサ高住の登録制については、特定施設であっても登録は順調に行われているところでございます。ぜひ事務局におかれましても、国民に対して質の高いサービスが提供できる住まいの整備を目指していただきたいと願っております。

以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございます。

そうしましたら、オブザーバーの方からも御発言の予定がありましたら御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

では、里村さん、お願いいいたします。

○里村オブザーバー とりまとめ案を拝見いたしまして、素案のときと比べまして利用者の選択に資する観点、それから、利用者を保護する観点での記述が具体的になっておりまして強化されていると考えております。評価したいと思っております。具体的には、介護保険施設とホームの違いを、名称も「『住宅型』有料老人ホーム」と報告自体でも紛れがないように書かれています。また、重要事項説明書の内容も具体的に書かれていること、さらに指導・監督に関する規制につきましては既存の有料老人ホームにも適用されること、それから、更新制、更新の拒否に関する記載、それから、組織的に関与が認められる場合の一定期間の開設制限、そういうところが具体化されていて実効性が期待される内容になっていると思っております。パブリックコメントを経ておりますので、このとおり進めていただければと考えております。

以上でございます。

○駒村座長 続けて、難波さん、お願いします。

○難波オブザーバー代理 国土交通省安心居住推進課の難波です。よろしくお願いします。私のほうから1点、このとりまとめ案について申し上げたいと思います。

21ページ、有料老人ホームの登録制に基づきまして、そのシステムをつくるということで、サ高住のほうの住宅情報提供システムと関連付けて情報を一元化しというところです。パブコメの中でもサ高住と有料の違いが分かりづらいという意見もありまして、一元化するということは事務手続のほうにもすごく役立つかなと思っているのですが、サ高住と有料で所管する事務が横断的にまたぐことになりますので、そこについてのシステムの統一というのは少し慎重に検討していく必要があるのかなと思っております。

また、サ高住につきましては8,300施設ぐらい、29万戸ぐらい現状あるのですが、既存のシステムに登録されているサ高住をどう扱っていくのかというところもあると思いますので、そういう既存のところにも配慮していただいた今後の検討が必要なのかなと思っています。

以上です。

○駒村座長 では、村上さん、お願ひいたします。

○村上オブザーバー 構成員の皆様、事務局の皆様、長時間の御議論ととりまとめに携わっていただき感謝いたします。

パブリックコメントにも見受けられた意見ですけれども、一定の規制を設けることによって悪質な介護事業者への介入やペナルティが強化されるものの、過去の事例にもあるように、制度の悪用や拡大解釈等を根絶することは困難であると考えます。

これまでも大多数の介護事業者はコンプライアンスの徹底に努めて、ここ数年来は特に社会情勢や経営環境が非常に厳しい中でも多様なニーズに応えるために企業努力を続けています。介護事業者及び事業者団体においては自浄能力を高めることを前提として、今回のとりまとめで示された方向性によって現場の業務や書類の負担を増大させることのないよう、また、是正すべき課題に確実に刺さる実行力を有した施策を検討いただきますようお願いいたします。

以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。

本日欠席の井上構成員と倉田構成員から事前のコメントをいただいているということをございますので、事務局から簡単に御紹介いただけますでしょうか。

○濱本高齢者支援課長 御紹介申し上げます。

まず、倉田構成員からは、パブリックコメントも踏まえ、事前規制を導入する場合の基準については、制度の公平性、それから、透明性の確保を重視される観点から地域間での格差、あるいは解釈の相違ができるだけ生じないよう、統一的な基準をつくることに重きを置いて取り組んでいただきたいというコメントをいただいております。

また、井上座長代理からは、とりまとめの案の方向性におおむね賛成であるということと、低所得、身寄りのない高齢者の住まいをこれからどうやって確保していくかという広い範囲になりますけれども、そういう方策については有料老人ホームに限らず幅広く考えていく必要があること、また、昨今ホスピス系の有料老人ホームにおいて様々な課題も指摘されていることから、別の場での議論も含め、こういった課題にもしっかりと対処していく必要があるというコメントをいただいているところでございます。

以上、簡単でございますが御紹介申し上げました。

○駒村座長 そのほかの構成員の皆様からの意見について、事務局からコメントはありますでしょうか。

○濱本高齢者支援課長 今、構成員の皆様からいただいた中で、パブリックコメントなどの内容も踏まえて、例えばとりまとめ案の中で語句の定義の適正化ですか、あるいは少し追加していただきたいという御意見もいただきましたので、こちらの御提案につきましては座長と御相談の上、対応させていただければと考えております。

○駒村座長 今日の議論の中で少し意見があつたかと思いまして、矢田さん、渡邊さん、

高野さんからは、まずは安全確保の必要性の高い中重度の要介護者等が入居する有料老人ホームを対象にするということで登録制というお話が一つあったかと思います。先ほどオンラインの江澤さんからは、高齢者はいつ介護・医療ケアが必要になるか分からぬといふことで、安全性、サービスの質の担保という点から、どの有料老人ホームも対象にすべきではないかというお話、それから、どのくらいの負担になるか、登録制が過剰な負担になることはあまり考えられないのではないかという御意見もあり、全てを登録制ということで対象にしてもいいのではないかというお話があったかと思います。

これまでの議論も踏まえると、まずは安全確保の必要性が高い中重度の要介護者の方が入る有料老人ホームを登録制の対象にすべきであるという御意見が多かったのかなと思います。江澤さんの御指摘も非常に重要な御指摘だということで、今の御意見についても一定内容を盛り込んでいるところでございますけれども、今回においては事前の規制を届出制である有料老人ホームにやることはかなり大きな影響があることになりますので、今回においては原案どおりということで御了解いただければと思っております。

今日議論があった様々な御意見については、私と事務局のほうで御相談させていただいて、一任させていただければと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(構成員首肯)

○駒村座長 それでは、事務局におかれましては今のやり取り、基本的な部分としては原案どおりということで文言を幾つか修正していただきて、このとりまとめを完成していただきたいと思います。大筋の方向性についてはおおむね皆様に御了承いただいたと判断いたします。

今、まさにとりまとめの最後、お任せいただくところに入っておりますけれども、江澤さんのところ、何かございますでしょうか。

○江澤構成員 とりあえず国民に対して真摯に説明がつくようにしていただきたいのが私の強い希望なので、そちらに向けて進めていただきたいと思います。

また、このとりまとめは次に介護保険部会で議論するかと思うのですけれども、そこでもいろいろな議論があるかと思います。今日はそういう御意向なのであえてとりまとめに対しては反対を申し上げませんけれども、その辺りをくみ上げていただかないと、業界自体、あるいは高齢者住宅自体が一部の不適切な在り方によって、全体が好ましくないよう見られることがこれまでしばしば繰り返してきたので、私も高齢者住まいの経営者・運営者でもありますので、ぜひ透明性を持って質の高いサービスが選択されるようにすべきだと思います。

以上でございます。

○駒村座長 江澤さんの志というのは皆さん多くの方が共有されていると思います。御意見はきちんと記録に残りますし、今後とも御意見がいろいろな場でさらなる次の話になるかもしれませんけれども、今回においては原案どおりということでとりまとめさせていただきたいと思います。

高野さん、何かありますか。

○高野構成員 今の事前規制の在り方についてですけれども、高齢者福祉の考え方からしますと、基本的に2000年代に入ってからの社会福祉基礎構造改革以降、基本的には高齢者も自立的な存在であると、市場サービスを利用するに当たっては有料老人ホーム、基本的には自立的な消費者であると捉えた上で福祉政策を考えていこうという流れがあります。

ただし、中重度者に関しては自立的な消費者というには難しい部分がありますので、その中重度者が入所する有料老人ホーム、サ高住に当たっては一定の事前規制が必要だと、ただし、軽度の人に関してはその必要性はさほどない。一方で、軽度の人で私が経験上感じている有料老人ホーム、サ高住入居に当たっての問題は、むしろ介護サービス・医療サービスをどう使うかというところで、十分に自己決定ですか、自分のお金をどう使うかですか、契約をどう結ぶかとか、そういうところの問題で住まいの事業者の問題ではないように私は受け止めているところがあります。

したがって、中重度者に関して住まい事業者に関する規制を強める、軽度者に関しては住まいの事業所に関する規制を強めるという意味ではなくて、介護サービス・医療サービスをいかに利用するか、契約をするかというところに関して、介護保険制度とか、医療の制度のほうで御検討いただくように線を引くのが適切だし、それで国民の皆さんにも十分に説明がつくのではないかと私は感じているところです。私見でございますけれども、一言述べさせていただきました。

○駒村座長 ありがとうございます。

○江澤構成員 1点だけ質問をいいですか。今回の中重度というのは要介護3以上という理解でよろしいのでしょうか。

○駒村座長 事務局に対してですね。

○濱本高齢者支援課長 そのとおりでございます。

その点、15ページを御覧いただきますと、対象としては中重度の要介護者や医療ケアを要する要介護者、認知症の方などを入居対象とする有料老人ホームとすることが考えられると盛り込ませていただいております。

○江澤構成員 1点だけコメントさせていただきますけれども、例えば要介護認定の初認定で要介護4とか5と受けた場合には、2年後には約2人に1人の方はお亡くなりなっています。一方で、要介護1、2の方も初認定を受けた後、2年後には4人に1人の方ぐらいは統計学的にお亡くなりなっています。私は以前から軽度・中度という言い方はいかがなものかと思っていて、もう要介護認定を受けた方はそんなに平均余命が長くないので、よく軽度とか中重度とか気軽に言葉を使われるのですけれども、御本人たちにとっては深刻な思いで人生の最期を過ごして、決して要介護1の方は余命が長く短くて軽い状態ではないということは共有して、データ的にもそうなっていますので、それだけ意見を申し上げます。

○駒村座長 事務局、ありますか。

○濱本高齢者支援課長 事務局から1点、補足だけ申し上げます。今、江澤構成員の御質問に対して中重度の要介護者を入居対象とする有料老人ホームとするということを申し上げましたけれども、人の状態ということではなくて、入居者の入居の要件としてホームとして設定している。すなわち、例えば今入居される時点では1とか2であっても、3とかになっても住み続けられるというところを今回登録制の事前規制の対象とすることを考えおりまして、そういった意味では、1、2で入られても、現状、大多数のホームにおいては住み続けられるという形態が主でございますので、そちらのほうを客観的に入居登録制度の対象にするという意味で、そういった形を考えております。

補足は以上でございます。

○江澤構成員 文章に書いてありますので私もそのように理解しております。ありがとうございます。

○駒村座長 江澤さんからは、リスクの問題に少し言及されているのと、動態的に変化していくところをどうするのかという視点からの御指摘がありました。重要な御意見もありましたけれども、今回は原案どおりという形でまとめさせていただいて、文言に対する修正意見の取扱いは私に一任させていただきたいと思っております。

それでは、これで本日の会合は終えたいと思っております。もし、最後に何かありましたらと思いますが、よろしいですか。オンラインもよろしいようですね。

それでは、本日の議論を踏まえたとりまとめについては事務局と相談の上、後日、皆様にお送りしますとともに、速やかに厚生労働省のホームページで公表することを予定しております。

また、パブリックコメントの回答につきましても電子政府の総合窓口ホームページにおいて後日公表することを予定しています。

なお、本検討会のとりまとめについては、公表後、先ほども少しお話がありましたけれども、社会保障審議会介護保険部会で報告することといたします。

本検討会では、この4月から有料老人ホームの運営や提供されるサービスの在り方をめぐり多岐にわたる論点について皆様と議論を重ね、本日、とりまとめに至ることができました。改めて御参加いただいた皆様にお礼を申し上げたいと思います。

それでは、最後に黒田局長から一言御挨拶をお願いいたします。

○黒田老健局長 着座にて失礼いたします。駒村座長、そして、構成員の皆様方、有料老人ホームを取り巻く様々な課題につきまして、約半年間にわたりまして精力的に御議論いただきました。本日、とりまとめの方向で御了承いただけたと存じます。心より御礼申し上げます。

有料老人ホームは高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちながら自立した暮らしを継続して、その人らしい人生を全うできる安心安全な住まいとして多くの方々から期待をされています。本検討会では高齢者が住まい・サービスの選択を行うに当たって活用できる介護サービスや地域資源を踏まえて、専門職の適切な関与に基づく自由な選択と意思決定が確

保されることが重要だと、こうした基本認識の下で、こうした自由な選択が確保された安心安全な住まいとして有料老人ホームの運営の透明性を確保していく必要性、そして、その方策について幅広い御意見を賜ったと存じます。

幅広い関係者に影響し得る議論でありますので、現場の関係者・有識者へのヒアリング、そして、パブリックコメントを通じて多くの方々のお声をいただきながら、構成員の皆様方に御議論いただきました。

本検討会のとりまとめにつきましては、今後、社会保障審議会介護保険部会へ報告の上、御議論いただき、制度改正に向けた検討を進めてまいりたいと存じます。

今後の具体的な制度設計などの検討に当たりまして、構成員の皆様方のお知恵をお借りする機会もあろうかと存じます。引き続き御指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。どうもありがとうございました。

○駒村座長 ありがとうございました。

本検討会は本とりまとめをもって一区切りとなります。介護保険部会の報告後、制度改正に向けた検討状況を踏まえ、今、局長からも少しありましたけれども、必要に応じて構成員の皆様の御意見を伺う機会もあるかもしれません。その際には引き続きの御協力をお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして終了いたします。皆様におかれましては、大変ありがとうございました。